

習志野市受動喫煙の防止に関する条例 Q & A

Q.1 路上等に不特定多数の人が通る通路は含まれるのか（私道など）

A.1 第2条第6号において「路上等」としては、道路、公園、駅前広場を定義しており、私道も含まれます。

Q.2 マンション敷地内にある特定の人が利用する公園は含まれるのか

A.2 第2条第6号において「路上等」としては、道路、公園、駅前広場を定義しておりますが、大規模なマンションの敷地内につくられる公園につきましては、主な利用者がマンションの居住者であることから、本条例の対象とはしません。

Q.3 何をもって、受動喫煙が生じるとするのか。

A.3 第2条第3号において、受動喫煙の定義をさだめており、「たばこから発生した煙にさらされることをいう。」としています。

たばこの煙の広がりは一概に規定できるものではなく、風向きや周囲の状況によって刻刻変化するものです。従いまして、何メートルなどの距離をもって規定することは困難なものであり、その時々に応じて、煙にさらされている状況をもって、受動喫煙が生じていると判断します。

Q.4 路上等以外（私有地）にいる人が喫煙し、路上等にいる人に影響ある場合はどうするのか。

A.4 第4条第2項に規定してあります、「路上等以外で喫煙する際、受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない」という場合ですが、例えば、自宅の庭やベランダ、店舗前の敷地など、路上等以外にいる人が喫煙し、道を歩いている他人に受動喫煙を生じさせるような状況ということになります。

この場合は、あくまでも私有地の中での喫煙となりますことから、喫煙の禁止ではなく、配慮義務としているもので、協力をお願いするものです。

具体的には、喫煙する場所を変えていただいたり、止めていただくなど、路上等にいる人に受動喫煙をさせないような配慮をしていただきます。

Q.5 事業者における必要な環境の整備とは何か。

A.5 第5条第1項には、事業者の責務として、必要な環境整備に配慮しなければならないとしています。

これは、例えば、店舗敷地において、灰皿等を設置し、喫煙所としている場合があります。

このこと自体は、本条例の適用外であり、私有地においては、喫煙をしていただくことは可能ですが、その煙が路上等にいる他人に影響を与えてはいけません。

そこで、灰皿等を設置する場合においては、路上等に影響の出ない場所に移動いただくとか、困難であれば撤去をお願いし、協力を頂くものです。

このことについては、強制力はありませんし、罰則もありませんが、ぜひ、たばこの煙の害というものを御理解・御認識いただきまして、健康なまちづくりの推進に御協力頂きたいと思えます。

Q.6 喫煙の自由を奪うことは、人権侵害ではないのか

A.6 喫煙を制限することは人権侵害だと言う方がいるかもしれませんが。喫煙の自由が憲法第13条の保護する基本的人権に含まれるとしても、基本的人権の本質上、他人に過度の迷惑を与えることが内在的な制約となっていると考えます。多数の者が利用する場所で自分の思い通りに喫煙する権利というものは認められるものではありません。

市では、このような考え方に基づいて、客観的に受動喫煙による影響が大きいと思われる区域を重点区域として指定し、喫煙を禁止とするものです。

Q.7 重点区域であっても、人通りが少なく周りの人に受動喫煙を生じさせなければ喫煙してもよいか

A.7 人通りが多いか少ないか、受動喫煙を生じさせているかどうかの判断は、個々人や状況により差があるため、喫煙者が配慮をしているつもりでも、受動喫煙が生じる場合があります。

重点区域は、客観的に受動喫煙が生じる危険度が高く、影響が大きいと思われる場所を指定したものであり、重点区域内では周囲の状況にかかわらず、喫煙は禁止としています。

Q.8 喫煙はマナーの問題であり、罰則で取り締まるべきではないのではないか

A.8 喫煙マナーが守られ、喫煙者と非喫煙者が共存できる社会となることが望ましいですが、マナーが守られなかった場合には受動喫煙による健康被害が生じることから、マナーに期待するだけでは限界があり、ルール化することが必要であると考えています。

過料を徴収すること自体が目的ではなく、過料を徴収することで違反者の反省を促し、重点区域での喫煙を防止する効果があると考え導入したものです。

Q.9 「加熱式たばこ」を適用除外とする理由は

A.9 第2条第1号の「たばこの定義」では、加熱式たばこを含んでおり、本条例の適用となります。

しかしながら、加熱式たばこは、発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないことから、市長が指定するたばことして、当分の間、重点区域における喫煙の禁止、過料の規定は適用しないこととしています。

なお、改正健康増進法においても、厚生労働大臣の指定する「加熱式たばこ」については、専用の喫煙室を設けた場合には、喫煙をしながら食事等もできることとされています。

Q.10 自動車の内部での喫煙は、条例の適用となるのか。

A.10 自動車内部につきましても、重点区域内においては、喫煙を禁止しているものです。

重点区域は、その場所を指定しているものであり、喫煙者の置かれた状況等に応じて変わるものではないため、自動車が動いている、いないに関わらず、喫煙については禁止となります。

しかしながら現に運行している自動車につきましても、過料を適用するために停車させることは、職員や周辺道路状況においても危険を誘発する恐れがあることから、罰則の対象とはいたしません。

Q.11 経過措置期間が過ぎれば、指導をせずに直ぐ過料を科するのか。

A.11 罰則に関しましては、周知、指導の期間として、附則第3項に経過措置の規定を設けています。具体的には、条例の施行は平成31年1月1日からとし、同年4月1日から過料を科することとしていますが、本条例は受動喫煙の防止が目的であり、過料を科することが目的ではないことから、同年の9月末までは、指導に従わない人のみを対象としています。

この経過措置期間の経過後につきましても、実効性の担保という観点から、喫煙をしている場合には、直ぐに過料を科することとします。

Q.12 条例に違反し、重点区域で喫煙をしている者を発見した場合、職員でなくても過料の徴収を行うことができるか。

A.12 過料の徴収に係る手続きは、条例第11条第2項の規定により市長が指定する職員が行うことができるとしており、指定された職員以外の方は過料の徴収を行うことはできません。